

資料提供

令和7年5月27日（火）
保健医療部生活衛生課食の安全対策室
（担当者 室長補佐 澁澤 弥生）
（連絡先 029-301-3424（内線）3421、3424）
農林水産部農業技術課
（担当者 主査 皆川 博）
（連絡先 029-301-3894（内線）3893、3894）

「セロリ」から基準値を超える農薬（イプロジオン）の検出について

令和7年5月26日（月）、仙台市から当課あてに「5月13日（火）に仙台市保健所食品監視センターが収去した坂東市産の「セロリ」から、食品衛生法の残留基準値を超える農薬（イプロジオン）を検出した。」との連絡がありました。

このため、古河保健所は本日、出荷者に対し食品衛生法に基づく回収を命じました。

なお、保健医療部と農林水産部で当該出荷者や当該生産者に対して、安全な農産物の流通や農薬の適正使用の徹底について指導し、再発防止を図っております。

また、通常の食生活において当該「セロリ」を食べても、健康に影響を及ぼす可能性は極めて低いと考えられます。

1 違反事実等

（1）収去日

令和7年5月13日（火）

（2）違反品：セロリ

（3）検査結果

イプロジオン 0.43ppm 検出（基準値 0.01ppm）

※ ppm とは、濃度や割合を示す単位で、100 万分の 1 を表しています。1 ppm の農薬が検出されたということは、1 kg の農産物中に 1 mg の農薬が含まれているということを意味しています。

（4）出荷者及び生産者

出 荷 者：岩井農業協同組合 代表理事組合長 風見 晴夫

出 荷 施 設：岩井農業協同組合 野菜予冷センター（茨城県坂東市鵜戸 427-1）

生産者番号：6 5 2 5

2 出荷先及び出荷数

出荷年月日：令和7年5月12日（月）

出 荷 数：10 kg × 238 箱

出 荷 先：茨城県内を含む9都道県の卸売市場

3 県の対応等

- ・古河保健所は食品衛生法第59条に基づき違反品の回収を命令しました。
- ・今後、違反品の回収状況の確認を行います。

県民の皆様へ

イプロジオンの ADI（1 日許容摂取量）は、体重 1 kg 当たり 0.02mg であり、体重 60kg の人に換算すると、1.2mg/日となります。この量は今回違反のあった「セロリ」を体重 60kg の人が生涯にわたって毎日約 2.8kg を食べ続ける場合に相当します。

「セロリ」は 1 本約 100g とのことから、通常の食生活において人の健康に影響を及ぼす可能性は極めて低いと考えられます。

【参 考】

イプロジオンの概要

1. 名 称：イプロジオン、iprodione
2. 用 途：農薬
3. 毒性評価：ADI 0.02mg/kg 体重/日

（ADI とは体重 1 kg あたりの 1 日許容摂取量、ヒトがある物質を毎日一生にわたって摂取し続けても、現在の科学的知見からみて健康への悪影響がないと推定される一日当たりの摂取量）

【当該品の画像】

